○農林水産省経済産業省令第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号及び第三百四十二条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十月一日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） **第百六十四条**　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一～四　［略］ ［削る］ 五　電力	（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） **第百六十四条**　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一～四　［略］ 五　アルミニウム 六　電力
備考　表中の［　］は注記である。	

別表第二（第四十八条関係）を次のように改める。

商品取引所	商品市場	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商品取引所	エネルギー市場	ガソリン	五十枚
		灯油	五十枚
		軽油	五十枚
		原油	五十枚
		電力	二十枚
	中京石油市場	ガソリン	五十枚
		灯油	五十枚
	六百枚	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
株式会社堂島取引所	農産物市場	米穀	二十枚
		大豆（米国産大豆）	二十枚
		小豆	二十枚
		とうもろこし	五十枚
		粗糖	二十枚
	千二百枚	砂糖市場	三千枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十五号）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路） **第十四条の二**　令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。 （令第二十七条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設） **第十四条の三**　令第二十七条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。 一　（略） 二　前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十七条第一号に規定する生	（令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路） **第十四条の二**　令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十六条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。 （令第二十六条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設） **第十四条の三**　令第二十六条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。 一　（略） 二　前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十六条第一号に規定する生